

静岡県交通基盤部建設工事制限付き一般競争入札
(設計内訳公開タイプ)
試行要領

(目的)

第1条 この要領は、入札・契約手続における透明性、公平性等のさらなる確保を図るため、静岡県交通基盤部が試行する制限付き一般競争入札(設計内訳公開タイプ)の入札に関し、静岡県建設工事制限付き一般競争入札実施要領等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(試行方法)

第2条 この入札の試行は、次の方法により行うものとする。

(1) 対象発注機関

交通基盤部各出先機関

(2) 試行期間

令和6年10月1日から令和8年3月31日までの間に入札手続を行う案件。

ただし、試行において問題が発生した場合は、発注機関と建設業課で協議の上、試行を中止する場合がある。

(3) 試行対象工事

積算が複雑な案件、過去に質問が多かった案件と近似の案件、低入札調査基準(最低制限) 価格付近の応札が多くなる傾向の工種の案件等のうち、執行機関が選定した案件を試行対象とする(総合評価落札方式を含む。)

ただし、建築一式工事については、試行対象外とする。

(4) 試行件数

本入札の試行件数は、各事務所1件から5件程度とする。

ただし、試行に適した案件がない場合はこの限りでない。

(工事費設計積算内訳等の公開)

第3条 執行機関の長は、工事費設計積算内訳書等を以下により公開するものとする。

(1) 公開することができる場合

開札の結果、予定価格以下(最低制限価格又は低入札調査基準価格未満の者を含む。)の応札者がいる場合

(2) 公開の内容

予定価格、低入札調査基準価格又は最低制限価格(設定している場合)、工事費設計積算内訳書(公表用設計書)

(3) 公開時期

開札後速やかに公開(原則として開札日)

(4) 公開対象者

当該入札のすべての応札者

(5) 公開の方法

電子メール等の方法による。

(工事費設計積算内訳の質問請求)

第4条 工事費設計積算内訳に対する質問書（設計内訳公開タイプ試行様式第1号）を受け付ける期間は、原則として、公開日の翌日から2日間（静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第8号。以下「休日条例」という。）第1条に規定する県の機関の休日を含まない。）とし、その質問に対して、原則として、質問書を提出することができる最終日の翌日から3日以内（休日条例第1条に規定する県の機関の休日を含まない。）に、回答書（設計内訳公開タイプ様式第2号）により回答するものとする。なお、質問書の提出は電子メール等の方法によるものとする。

2 質問書は、執行機関で受け付ける。

3 質問内容は、設計金額、低入札調査基準価格又は最低制限価格（設定している場合）の算定に関する内容のみ受け付ける。

4 質問に対する回答書は、当該入札のすべての応札者に供する。

5 前項の回答書は、電子メール等の方法により送付する。

(入札の中止)

第5条 次に掲げる場合は入札を中止する。ただし、「入札事務取扱いについて」（平成27年3月27日付け建業第310号）等による軽微な誤謬等の場合はこの限りでない。

(1) 前条の質問等により、設計金額の誤謬が判明し、誤謬を正すことにより落札候補者、失格者又は低入札調査対象者等が変更となる場合

(2) その他、設計内容や入札手続等に誤謬があり、入札執行に支障がある場合

(再度入札、不落随契)

第6条 工事費設計積算内訳の公開後は、再度入札、不落随契に移行することはできない。

(入札公告)

第7条 この入札の試行に当たっては、別に示す入札公告例（設計内訳公開タイプ）に準じて入札公告を行うものとする。

(試行結果の検証)

第8条 この入札の試行結果の検証を行うため、執行機関の長は、建設業課長が別に示すアンケートについて、入札参加者に回答を依頼し、回収したアンケートを建設業課に送付するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。